

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消請求上告受理事件  
国側当事者・国

平成30年8月29日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成29年9月28日判決、本資料267号-119・順号13068)

(第一審・横浜地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成28年11月9日判決、本資料266号-152・順号12930)

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	吉川 晋平ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	市本 大輔

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成30年8月29日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 小池 裕

裁判官 池上 政幸

裁判官 木澤 克之

裁判官 山口 厚

裁判官 深山 卓也